

瀬戸内共同火力株式会社「福山共同発電所更新計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年11月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、瀬戸内共同火力株式会社「福山共同発電所更新計画環境影響評価準備書」について、瀬戸内共同火力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：広島県福山市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力：23万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月30日
環境大臣意見受理	平成27年10月16日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月23日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 1月25日
意見の概要等受理	平成28年 3月25日
岡山県知事意見受理	平成28年 6月15日
広島県知事意見受理	平成28年 6月21日
経済産業大臣通知発出	平成28年 7月 5日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 5月22日
意見の概要等受理	平成29年 7月18日
広島県知事意見受理	平成29年10月18日
岡山県知事意見受理	平成29年10月25日
環境大臣意見受理	平成29年11月 9日
経済産業大臣勧告発出	平成29年11月22日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の発電設備は、副生ガスの性質、発電規模、竣工に至るスケジュール等を勘案した上で、高効率コンバインドサイクル発電方式を採用することとしており、本発電設備の優先的な運用を通じて、最大限、現状と比べて発電所全体の二酸化炭素排出量を低減するよう取り組むこと。併せて、本発電設備の送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ② 本設備を優先的に稼働し、高い利用率(92%を想定)を維持するとともに、本事業者が所有する他の発電設備を含めた全体の稼働分担を適切に行うこと等を含め、省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組む、2030年度に向けて確実に遵守すること。また、現時点でのその取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。今後整理される副生物やバイオマスを用いた発電効率及び共同実施の評価の考え方に対応したベンチマークの算出及び評価を行うこと。省エネ法目標達成に向けた更なる取組が必要となる場合はその取組内容を検討し、自主的に公表すること。
さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。
- ③ 地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留(Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS)等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。
- ④ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国

内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 大気環境

対象事業実施区域の周辺には微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダント等に関する大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。また、今後見直される地元自治体との公害防止協定を遵守するとともに、本発電所での発電に当たっては、排煙処理設備の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(3) 水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、今後見直される地元自治体との公害防止協定を遵守すること。
- ② 本事業の放水口からの温排水については、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。